

議案第五十三号

收穫共済において果実の品質の低下を共済事故とする地域の指定申請に

ついて

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の七において準用する同法第八十五条第十四項において準用する同法第八十五条第五項の規定に基づき、この町の区域一円を、なし（一類）に係る收穫共済において果実の品質の低下を共済事故とする地域として、農林大臣に指定の申請を行なうため、同法第八十五条の七において準用する同法第八十五条第十四項において準用する同法第八十五条第六項の規定に基づき、本議会の議決を求める。

昭和四十八年五月十二日

昭和四十八年五月拾貳日原案可決

三朝町長 坂 出 雅 己

三朝町議会議長牧田 禎

